

	号外	定価 1部2円	給与改定・通勤手当距離区分新設は12月提案。その他の諸手当は継続課題に。引き続き取り組みに結集を。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2019確定闘争⑨ 最終局面・11.8地公共関総務部長交渉

給与改定 通勤手当改善 12月議会提案へ

交通用具45km以上引上げ回答示す 高速道路等の諸手当は「費用弁償の観点」で人事委員会と意見交換し検討

11月8日、岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）は、2019確定闘争の最終局面となる八重樫総務部長と交渉を行った。冒頭、知事あて要請署名（2次分含め1,045枚・7,388筆）を手交し、前進回答を求めた。

【交渉結果】給与改定に関し、「条例案を12月定例会に提出したい」との回答を引出した。差額支給時期については、「今後事務的な調整が必要。具体的に示せないが、早く支給できるよう努力」するとし、後刻確認することとした。

高齢層職員の勤務意欲策は「高齢層職員の皆さんに対し、ここ数年厳しい措置となり心苦しいところ。勤務意欲確保の重要性は認識、現給保障が終了した状況も1つの視点として勤務意欲確保に向け取り組みを進めるよう、私から重ねてお願いする」と回答したことから、実感できる対応を強く要請した。

通勤手当に関し「距離区分新設に伴う引上げの対象は45km以上の区分とし、上限の90km以上の区分で限度額49,300円となるよう人事委員会と調整」との回答を引出したことから、具体的内容は後刻確認することとした。高速道路利用をはじめ勤告とならなかった通勤手当は、「費用弁償の観点から課題があると認識。公務に精励できる環境整備の姿勢を持ち、人事委員会と意見交換して検討」とし、継続

課題となった。専門職処遇改善、休暇制度の拡充などその他課題は10月31日の人事課長交渉と同様の回答であったことから、改めて積極対応を強く求めた。

佐藤議長が「12月提案事項は了。継続事項も課題意識をもって検討することを要請する」と発言。総務部長も「どのように対応していくか今後も同じ方向で一緒に考える」と応じたことから、今確定交渉を終了した（交渉結果は裏面）。



知事あて署名（2次分）を手交



前進回答を求める地公共関交渉団



回答する八重樫総務部長（右）

1 月例給の改定

(地公共闘) 先の交渉では12月議会への提案を検討しているとしたが、検討結果は。

(総務部長) 国では人勸実施の給与法を国会に提出済。条例案を12月議会に提案したいと考えている。

(地公共闘) ぜひ対応いただきたい。12月議会提案となれば、差額支給はいつ頃か。

(総務部長) 今後事務的な調整が必要であり、現時点で具体的に示すことは出来かねるが、できるだけ早く支給できるよう努力したい (地公共闘: 支給日は事務的に確認させていただきたい。)

2 高齢層職員の処遇改善

(地公共闘) 先の人事課長交渉では普通会計で2,000人が最終的な現給保障満了者とされ、賃下げに。これまで課題意識を持ち勤勉手当の運用上の工夫等に取り組むことを確認したが、具体的効果が不十分。総務部長として各任命権者の課題共有とともに、全庁的な取り組み姿勢を示していただきたい。

(総務部長) ここ数年、特に高齢層職員に対し厳しい措置とならざるを得ない状況。高齢層職員には心苦しいところ。勤務意欲の確保の重要性は十分認識。現給保障の終了という点も1つの視点として何か工夫できることがないかという視点で取り組みを進めるよう、私からも重ねて要請する。

(地公共闘) 総務部長の決意として受け止める。ぜひ具体的対応を含め、一層の対策を重ねて要請する。併せて給与制度上の課題は人事委員会とも協議を重ねていただきたい。

3 諸手当等の改善

(地公共闘) ①交通用具利用の距離区分新設の上限額設定について、現時点での検討状況は。②高速道路利用やパーク&ライドの手当負担も深刻な課題であり、負担軽減の観点から人事委員会への意見反映を。③住居手当・赴任旅費の改善に向けた姿勢は。

(総務部長) ①支給限度額の引き上げは12月議会に提案。具体的な距離区分と手当額だが、引上げの対象は45km以上の区分とし、上限である90km以上の区分で限度額49,300円となるよう人事委員会と調整。②実費弁償という観点からの課題があることから、県民への説明責任を果たしつつ、公務に精励できる環境整備という姿勢を持ち、人事委員会と意見交換しながら検討。③住居手当は県人勸で勧告しない判断を重く受け止めており、手当改定は人事委員会の検討や他県の動向を踏まえ対応。赴任旅費は、職員負担の実態に対応した措置という点で、移転料としてどこまで実費負担の考え方を反映させるかを考慮し、他県事例を把握してどのような形が適切か研究。

(地公共闘) 距離区分新設に伴う改定額の詳細は事務的に後刻確認する。その他の諸手当類だが、現場では遠距離通勤せざるを得ず、通勤手段等も選択の余地が少ない。実態踏まえて早期改善への道筋を。

4 休暇制度の拡充

(地公共闘) 看護休暇の対象拡大、不妊治療への支援をはじめ休暇制度の拡充など一層の積極姿勢を。

(総務部長) 制度は国・他県との均衡を考慮しつつ、職員のワーク・ライフ・バランスの観点から検討。職員が休暇を取得しやすい職場環境の醸成をはかっていく。

(地公共闘) 継続課題となるが、社会的な要請もありしっかりと両立できる休暇制度の整備を求める。

5 長時間労働是正 (地公共闘共通課題)

(総務部長) 管理監督者が職員の勤務時間を客観的記録により把握し、課題意識を持ち取り組みをすることが必要。超勤上限設定など新たな取り組みとともに、マンパワー確保も行い、超勤縮減を進める。

(地公共闘) 具体の改善に結び付ける一層の対策を。回答を踏まえ任命権者交渉で具体化を求めていく。